

令和6年度

大阪府の予算及び施策に対する要望と回答

令和5年9月

公益社団法人 大阪府看護協会

新型コロナウイルス感染症が感染症分類5類となり、社会生活がコロナ感染症流行以前に戻りつつありますが、未だ新型コロナウイルス感染症の終焉は難しく、新たな流行を抑止することは困難な状況です。令和6年より改正感染症法及び医療法改正に伴い、災害支援ナースの派遣対象に新興感染症が加わったことは、今後も新興感染症に全国的規模で対応する必要があると認識しています。

超高齢化社会を迎え、大阪府内の人口動態は、ますます高齢化、独居化、身寄りなし世帯の増加が考えられ、医療機関から介護施設、在宅へと人々の療養環境の変化に様々な保健、医療、福祉の総合サービスが手に届くよう、関係団体が連携できるシステムが望まれています。

大阪府看護協会では、地域包括ケアの推進として様々な場所で就業する看護職の雇用やケアの質の向上が図られるよう活動しているところです。その中では、2040年を見据えた労働人口の減少、医療人材の減少に関しては、看護人材の確保に関して、現行の医療、介護を支えるためには、直近で取り組むべき課題であると考えています。

大阪府の令和6年度当初予算の編成及び施策の立案に対しまして、大阪府看護協会として次の通り要望申し上げますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

最重点要望

1 看護職の人材確保

要望（1）

今後、労働人口の減少とともに医療に関わる看護人材の確保は喫緊の課題である。看護の就業場所が広がっていることを考慮し、ナースセンターでは、様々な研修を企画しているところであり、引き続き潜在看護師の復職支援及び就業斡旋に向け、財政的支援を継続されたい。

＜回答＞

潜在看護師の復帰支援は、看護職員確保対策として、「養成・資質向上」「定着・離職防止」「再就業支援」の3つの柱の一つであり、持続的に取り組んでいく必要があると認識しています。引き続き、ナースセンターで実施する再就業支援研修事業等の充実、また、看護職のための相談・あっせん業務を実施するために必要な、ナースセンター事業の予算確保に努めてまいります。

要望（2）

特定行為研修に関する大阪府補助金事業として「特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業」「特定行為研修の代替職員確保支援事業」があるが、指定研修機関等について教育機関である看護協会を対象に含めていただきたい。また代替職員確保事業の対象者は「訪問看護ステーションに勤務する」と限定されているため「あらゆる場で勤務する看護職」を対象として特定行為研修受講者確保の取り組みを支援いただきたい。

＜回答＞

「特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業」は国の交付金を活用して実施しており、国の補助対象者は医療法人や公益社団法人等で、事業の実施主体は保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者で厚生労働大臣が認める者とされており、貴会も補助対象事業者に入ると考えられます。

また、代替職員確保事業の対象者については、厳しい府の財政事情もあることから、今後、府における状況や課題等鑑みながら、対象拡大の必要性等含め検討してまいります。

要望（３）

令和３年「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、医療機関におけるタスク・シフト/シェアの検討や取り組みについて法整備がなされた。今後、看護専門性を発揮するためには、看護業務の効率化及び多職種とのタスク・シフト/シェアを推進することが求められており、病院全体でタスク・シフト/シェアが推進されるよう関係各所への働きかけを図られたい。

《回答》

大阪府では大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、貴協会をはじめとして医療関係団体で構成される運営協議会を開催し、医療勤務環境改善に関する課題の共有や解決策の具体化等を行っているところです。こうした場で、貴協会の協力も得ながら、病院全体で働き方改革が推進されるよう、関係団体に働きかけてまいります。

要望（４）

看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェアを推進するためには看護補助者の確保が不可欠であることから、看護補助者を育成するための研修の実施や看護補助者を必要とする医療機関等が必要な人材を確保することが可能となるよう関係各所へ働きかけられたい。

《回答》

看護師がその専門性をさらに発揮し、患者中心のより質の高い医療を提供できるようにするためには、看護補助者の確保は不可欠と認識しており、貴協会と連携しながら、関係各所への働きかけるための方策について検討してまいります。

要望（５）

令和４年度は診療報酬へ「看護職員処遇改善評価料」の算定開始、医療職俸給表（三）の級別標準職務表改正が行われたが、処遇改善の対象となる看護職は一部の看護職に限られている。看護職の人材確保の観点からも看護職全体の処遇改善を図るよう関係省庁に働きかけられたい。

《回答》

看護師の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）等に基づき、まずは地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を３％程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、令和４年10月から診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が設けられているところです。

大阪府といたしましても、こうした国の方針を踏まえつつ、今後の動向を注視しながら、必要に応じて要望してまいります。

要望（６）

看護職の就労平均年齢の上昇や子育て支援制度の充実により、夜勤を担当する看護師の確保が徐々に困難になってきている。看護師の働き方、長時間勤務、夜勤勤務に関する労働環境が適正に整備・改善されるよう関係各所に働きかけられたい。また、改善の一步として、大阪府医療勤務環境改善支援センター等で勤務実態調査を行っていただけるよう図られたい。

《回答》

看護師を含めた医療従事者の勤務環境を改善するために設置・運営している大阪府医療勤務環境改善支援センターでの医療機関からの相談に対する助言や情報提供、研修会の実施などにより、労働環境が適正に整備・改善されるよう、引き続き働きかけていきます。
看護師の勤務実態については、大阪府医療勤務環境改善支援センターによる病院へのヒアリング等を通じて、把握に努めてまいります。

要望（７）

健康医療部の施策、とりわけ看護と密接に関連する施策の立案と事業の実施に当たっては看護師の専門性が不可欠であることから、必要なポストに安定して看護職を配置されたい。

＜＜回答＞＞

健康医療部では、医師をはじめとする技術職員を配置し、健康医療行政の推進における専門的な業務に対応しています。

その中でも看護施策の推進にあたっては、医療現場の実態を熟知し、かつ、最新の医学的・臨床的な知識・経験や管理的立場での実務経験を持った人材が必要であると認識しており、現在、保健医療室に看護師を一名配置するとともに、感染症対策等、様々な施策において貴会とも連携させていただきながら、取組みを進めているところです。

今後も、業務内容や業務量に見合った適正な人員体制の整備に努めてまいります。

2 災害及び新興感染症に対する備え

要望（１）

社会福祉施設等感染症予防重点強化事業について

あらゆる新興感染症に備えるためには、施設側の対応力強化が必須であり、ICN（感染管理認定看護師等）による継続した支援及び相談体制の拡大が今後も必要であることから本事業を継続されたい。また、医療と福祉を繋ぐために、市町村と施設側への働きかけを強化されたい。さらに、診療報酬による対応等医療と福祉が連携できる仕組みについて、国において制度化が図れるよう関係省庁への働きかけを行われたい。

要望（２）

社会福祉施設等及び中小規模病院等において、感染症予防対策を実践・推進できるリンクナースの育成について研修会の開催及び感染管理地域ネットワーク各支部における継続教育を実施するために必要な財政措置を引き続き講じられたい。

《回答》

新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策の強化を目的に実施している、社会福祉施設等を対象とした「社会福祉施設等感染症予防重点強化事業」及び中小規模病院を対象とした「中小規模病院等感染症予防重点強化事業（リンクナース育成研修を含む）」については、貴会との連携のもと、令和２年度に試行実施、令和３年度からは、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」を活用し実施しているところです。

「社会福祉施設等感染症予防重点強化事業」では、感染症に関する専門的な知識と技術をもつ認定看護師等による、施設に応じた具体的なアドバイスは、施設から高い評価を得ており、さらに、施設の看護職向け研修（リンクナース研修）についても受講定員を超える応募があるなど、本事業が社会福祉施設等の感染対策に大きな期待と役割を担っていると認識しています。

また、市町村や施設への働きかけに関しては、随時、施設団体の会合の場での事業周知など情報提供を行っているところであり、特に今年度は、貴会と施設団体の連携を図るため、高齢者施設関係団体である（社福）大阪府社会福祉協議会の老人施設部会や、（公社）大阪介護老人保健施設協会との意見交換の場を設けたところです。

新型コロナウイルスといった新興感染症などに対する対応力の向上は重要と考えており、引き続き、このような意見交換を継続することをはじめ、これまでの事業の実施状況、診療報酬の状況、保健所など地域における感染対策の取り組み状況などを踏まえ、国の予算措置の状況を勘案しつつ、中小規模病院及び社会福祉施設等における効果的な感染対策の推進について、貴会と相談させていただきながら検討してまいります。

要望（３）

令和６年施行予定の感染予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律及び改正医療法に基づき、災害時の災害支援ナース派遣に感染症の場合の派遣が追加された。各法改正に基づいた関係省庁の体制変化に伴い、その役割を明確にさせていただき、災害時にスムーズな派遣ができるよう当会と連携体制を明確にさせていただきたい。

《回答》

国から災害支援ナース活動要領などが示され、自然災害等における病院に所属する災害支援ナースの応援派遣調整業務について、貴会への委託の方向で調整を進めているところです。

病院に所属しない災害支援ナースの応援派遣調整業務についても貴会との連携は必要不可欠と

認識しており、今後、貴会と相談しながら、連携体制等を含め検討してまいります。

要望（４）

潜在看護師が災害時やその他、有事の際に活躍できるよう、活動の場や方法に関する研修の実施について支援を図られたい。

《回答》

災害等の発生時に潜在看護師等が看護業務に携わることは、重要であると認識しています。人材確保の観点から、必要な研修等の支援に向けて、引き続き貴会と連携しながらナースセンター事業の予算確保に努めてまいります。

要望（５）

災害支援ナース養成研修を実施するにあたり、担当部署と協力して研修・演習が実施できるようにしていただきたい。

《回答》

国より示された「災害支援ナース活動要領」において、国と都道府県の役割が明確に示され、都道府県には管内の災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることと定められています。
大阪府といたしましても有事の際に災害支援ナースの応援派遣がスムーズに行うために、訓練等を実施ができるよう、貴会と相談しながら検討してまいります。

3 地域包括ケアシステムの推進

要望（１）

大阪府看護協会では、地域の関係機関（社会福祉協議会やクリニック等）と協働し、府内15か所にて地域密着型の「まちの保健室」の事業展開を図っているところである。地域の看護職が主体となって運営しており、医療や介護に関する相談を受けながら、健康診断を勧めたり、異常の早期発見に繋がる機会となり、住民の健康年齢を支えていると考える。まちの保健室の開催場所の確保、物品・器材を含む実施、運営に関する財政支援を図られたい。

要望（２）

大阪府看護協会では、まちの保健室の未開設地域（大阪北部、泉州地域）へ、健康寿命の延伸、疾病の重症化予防（健診の啓発等）を目的に、地域公開講座を開催し、住民の健康意識の向上、地域密着のまちの保健室の開設に取り組んでいるところである。地域包括支援センターの総合相談窓口と看護協会のまちの保健室が共同で府民の健康相談を実施できるように支援を図られたい。

＜回答＞

貴会が実施する「まちの保健室」事業につきましては、身近な商業施設等で多くの府民からのこことからだの相談に気軽に応じているほか幅広い健康情報の提供も行うなど、地域の健康づくりの推進に大変有意義であると考えております。

ご存知のとおり、今年度は「大阪府健康増進計画」の改定時期となっておりますが、引き続き、各主体が適切な役割分担のもと、オール大阪体制で取組みを進めることとしております。今後とも府が実施するセミナーをはじめとする健康づくりに関する事業の案内を行うなど、貴会にも参画いただいている健活おおさか推進府民会議を通じて、府民への健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、情報提供等を行ってまいります。

また、地域包括支援センターは、複合的な課題の解決に向け、課題に応じた支援機関へつなぐなど、関係機関との連携に努めているところです。貴会で実施しているまちの保健室の取組みについても、同センターに対し周知を図ってまいります。

要望（３）

訪問看護ステーション協会と当協会が連携し、地域の訪問看護に係る様々な課題に対し、訪問看護提供体制の安定化、推進を担う「訪問看護支援センター」の機能拡充に向け取り組んでいる。

府として、訪問看護支援センターの役割・機能を明確化し、訪問看護師の資質の向上及び訪問看護の体制整備を図られたい。

訪問看護推進事業の実績評価や課題等を協議する場を設置し、訪問看護支援センターの役割・機能の充実強化を図られたい。

訪問看護ステーション協会と当協会による訪問看護の課題整理より、令和6年度は、研修の拡充と医療安全等の相談窓口の体制整備に向けた取り組みが必要であることから、とりわけ、「大阪府訪問看護推進事業費」の新人（新卒）及び新任訪問看護師の研修の拡充、病院と在宅医療を担う施設等との相互研修（拡充・連携強化）、総合相談窓口（医療安全等）の体制整備について財政支援を図られたい。

また、当協会が実施している多施設合同研修について、新人（卒）訪問看護師を対象とするよう講じられたい。（対象の拡大）

＜回答＞

日本看護協会によると、訪問看護総合支援センターの目的として、「経営支援」「人材確保」「訪問看護の質の向上」を挙げており、本府としては、府内訪問看護ステーションを広域的・総合的に支援

する大阪府訪問看護ステーション協会がこの機能を担っていると認識しています。そのため、平成26年度より、大阪府訪問看護ステーション協会への補助事業として、訪問看護師の確保・資質向上、訪問看護ステーションの運営体制の強化等を図るため、訪問看護推進事業を実施しています。

また、訪問看護推進事業の実績については、毎年、大阪府医療審議会在宅医療推進部会において、大阪府医療計画の個別施策に定めた「訪問看護の拡充」に係る取組みとして評価するとともに、次年度の方向性についても議論いただいております。

訪問看護に関する相談については、日頃より訪問看護ステーション協会や看護協会において受けていただき、必要時は専門機関へご紹介いただいております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度についても、大阪府訪問看護ステーション協会や貴協会と連携しながら、これらの取組みを進めるとともに、新人（新卒）及び新任訪問看護師を対象とした研修の拡充等について、検討を進めてまいります。

中小規模病院や自施設で単独で新人研修が実施できない施設の新人看護職員については、貴協会をはじめ関係団体と連携しながら、多施設合同研修による支援を継続していく方針であり、訪問看護ステーションにおける新人看護職員を研修対象に追加することについても、検討してまいります。

要望（4）

学校、保育所における医療的ケア、保育所看護師の看護師配置の支援として、潜在看護師の就業のための研修、就業の斡旋に対する支援を図られたい。

《回答》

近年、看護ニーズの高まりを受け、看護職の活躍の場が多種多様化しており、学校、保育所もその1つとなっています。

引き続き、ナースセンターで実施する再就業支援研修事業等の充実、また、看護職のための相談・あっせん業務を実施できるよう、ナースセンター事業の予算確保に努めてまいります。

加えて、貴会と相談しながら、関係各所への働きかけなど行ってまいります。

重点要望

1 看護職の人材育成

要望（１）

ナースセンターでは、潜在看護師へ向けた就職相談、就職斡旋を図っているところであるが、ICTを用いたオンラインでの就業相談、ハローワークへの巡回相談の対応強化のための財政的支援を継続されたい。

＜＜回答＞＞

ハローワークとの連携は必要不可欠と認識しており、「ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」を毎年開催して、情報交換や求人施設の拡大に向けたハローワークとの関係強化に努めているところです。

また、オンラインでの就業相談に対応するためのリモート用端末機器等に係る経費や就職相談員の１名増員は令和４年度より実施しており、引き続き、ナースセンター事業の予算確保に努めてまいります。

要望（２）

質の高い医療・看護サービスを提供するために、准看護師養成所における基礎教育の質向上に支援を図られたい。また、看護師養成所への転換を促進されたい。

＜＜回答＞＞

准看護師養成所を含めた看護師等養成所における基礎教育の質向上のため、本府では看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに基づき、毎年１４条報告や定期指導調査等を通して指導に努めています。

また、准看護師養成所の新規設置の際には、卒業生の進学支援や２年課程の設置等、看護師免許取得につながる支援の実施を指導するとともに、平成２８年４月１日以降新規設置の准看護師養成所については、看護師等養成所運営費補助事業による補助金交付の対象外としています。看護職の養成にあたっては、今後も国の動向に注視し、必要な取り組みを実施します。

要望（３）

少子化の進展を背景として、助産師の実習先確保の困難さや若手助産師の経験不足が指摘されているところである。このような状況を改善するため、当協会が実施する助産師を対象とする研修事業について支援されたい。

＜＜回答＞＞

本府としては、新人助産師を含めた新人看護職員を対象にした多施設合同研修を貴協会や関係団体と連携しながら実施するとともに、医療機関が実施する新人看護職員研修に要する経費を対象とした補助事業を継続してまいります。また、助産師養成所の教員や臨地実習施設における実習指導者の養成及び資質向上を図るため、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会を貴協会への委託事業として引き続き実施し、助産師を含めた看護職員の人材育成に努めてまいります。

要望（４）

中小規模の病院や１～２の診療科を標榜する施設を対象に実施している「多施設合同研修」の対象者を訪問看護ステーション等にも拡大し、地域看護を担う新人看護職員の離職率を改善するため、新人看護職員に対する研修の支援を継続されたい。また引き続き新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って医療機関が実施する新人看護職員研修に要する経費及び研修責任者研修修了者フォローアップ研修を他県と同様に受託事業として継続されたい。

＜＜回答＞＞

中小規模病院や自施設で単独で新人研修が実施できない施設の新人看護職員については、貴協会をはじめ関係団体と連携しながら、多施設合同研修による支援を継続していく方針であり、訪問看護ステーションにおける新人看護職員を研修対象に追加することについても、検討してまいります。

また、大阪府では、新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的として、新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って、医療機関が実施する新人看護職員研修に要する経費及び貴協会が実施する研修責任者研修修了者フォローアップ研修の受講料を対象とした補助事業を実施しており、引き続き予算の確保に努めてまいります。

要望（５）

看護師養成所及び臨地実習施設における教員や実習指導者等の養成や確保、定着に向けた支援の継続を図られたい。さらに、教員や実習指導者の資質向上や役割が継続できるよう、フォローアップ研修を実施している。定期的な機会を設けられるよう、財政的支援を図られたい。

＜＜回答＞＞

大阪府では、看護師等養成所の教員や臨地実習施設における実習指導者の養成及び資質向上を図るため、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会を貴協会への委託事業として実施しているところであり、引き続き、予算確保に努めてまいります。また、教員の資質向上を目的に、令和４年度から看護師等養成所の全ての看護教員を対象に、専任教員養成講習会のeラーニングコンテンツを利用できる研修を厚生労働省が実施しており、看護教員の知識の再確認、自己研鑽の機会として活用できるよう、府内の看護師等養成所へ周知をしております。

要望（６）

ナースセンターでは、求職側と求人側とのマッチングが難しいことがあり、求人施設側が多様な働き方を考え、導入することができるような研修や就職支援に対する援助を図られたい。

＜＜回答＞＞

円滑な人材確保を行うには、求人側に求職者のニーズや傾向に加え、他施設で行われている先進事例を提供するなど働きかけが必要であると考えます。

令和４年度に求人施設への支援も行っていただけよう就職相談員の増員のため、ナースセンター事業の予算を増額したところです。

今後も引き続き、ナースセンター事業を実施に必要な予算の確保に努めてまいります。

要望（７）

潜在看護師への情報発信等を通じて、常にナースセンターと潜在看護師が繋がりを持つことができるようSNSやオンデマンド通信の強化、拡大について支援をお願いしたい。

《回答》

潜在看護師への情報発信については、時代のニーズに合った手法で行えるよう、貴会と引き続き相談しながら、取り組んでまいります。

要望（８）

看護協会では特定行為研修を実施しているが、特定行為研修修了看護師の病院内、地域での活用が図られるよう 関係各所と協力支援いただきたい。また第８次医療計画の中に特定行為研修修了者の目標値を明確にしていきたい。

《回答》

医療の高度化や在宅医療などの推進の観点から、また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ今後必要となる看護職員を確保するため、医療機関に対して特定行為研修の実施を働きかけると共に、大阪府看護協会等特定行為研修実施機関と協力し、受講者を確保していきます。第８次医療計画最終年の特定行為研修修了者の従事者数については、目標値1,300人と記載しております。

2 災害に対する平常時の活動と発災時の対応

要望（１）

令和６年施行予定の改正医療法により従来実施している災害対応に加え、新興感染症にも対応する医療チームが災害派遣とすることが制度化された。当会では、今年度より災害支援ナース養成研修を実施し災害支援ナースを育成予定であり、災害拠点病院を含む多くの医療施設より当該研修に参加されるよう啓発活動を講じられたい。

《回答》

自然災害に加え、新興感染症の発生・まん延時には災害支援ナースの活躍は必要不可欠であり、管内の災害支援ナースの質の維持・向上に取り組むことが必要であると認識しています。そのため、災害支援ナース養成研修への参加が促進されるよう、貴会と相談しながら情報提供等を行ってまいります。

要望（２）

潜在看護師が、有事の際に活躍できるよう、研修の継続及びデータベース登録について支援をお願いしたい。

《回答》

令和４年度よりナースセンター事業において、潜在看護師が有事の際に活躍できるよう、研修の実施及びデータベースの構築・管理を委託しているところであり、引き続き、予算確保に努めてまいります。

3 地域包括ケアシステムの推進

要望（１）

高齢者等が住み慣れた環境で生活するために、看護職が他の職種と連携・協働した多職種チームによる入院退院支援・調整が重要であり、特に認知症の方と接する機会の多い看護職員には適切な認知症ケアとマネジメントが不可欠であることから、必要な研修事業について支援をお願いしたい。

＜＜回答＞＞

入退院支援体制の強化については、平成29年度より貴協会への補助事業として、病院における患者とその家族への入退院支援や退院調整の業務に従事する看護職員等を育成する在宅医療移行支援事業を実施していただいております。今後も本事業への支援を通じて、入院退院支援、退院調整に携わる職員の人材育成に取り組んでまいります。

国の認知症地域医療支援事業実施要綱に基づき、認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し、伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とした看護職員認知症対応力向上研修、また、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とした病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を貴協会に委託して実施しています。認知症ケアの適切な実施を図るため、引き続き貴協会の協力を得ながら、研修を実施してまいります。

要望（２）

生活習慣病予防活動を推進するため、統括保健師の役割の明確化をお願いしたい。また、少子社会における母子保健の推進及び重症化予防のため、市町村の統括保健師配置に関する仕組みを支援されたい。

＜＜回答＞＞

大阪府の保健師人材育成ガイドラインにおいて、統括保健師の役割としては、府及び府内市町村の人材育成に関する業務、指導的立場にある保健師の指導力向上のための支援、組織横断的な調整を行う役割を担い、保健活動全体の統括と調整を行うこと等を挙げています。

生活習慣病予防活動を推進するため、部署横断的な保健活動の連携及び協働を円滑に行うことを目的に、研修等の人材育成の調整等をおこなっているところであります。

市町村の統括保健師配置については、年度当初に各市町村の統括保健師配置状況を確認し、各市町村にフィードバックを行っている他、大阪府統括保健師会議や市町村保健活動連絡協議会等において、市町村の統括保健師配置の説明等を行っています。引き続き、各市町村に統括的な役割を担う保健師の配置が進むよう取り組んでいきたいと考えています。

要望（３）

府民が住み慣れた地域で人生をよりよく過ごすためにはACPの普及啓発が重要である。そのための対策として看護職が他職種と協働し、地域全体で府民を支援することができるよう、看護職の資質向上のために必要な教育研修について支援されたい。また、ACPの普及啓発には地域での看護を担う訪問看護ステーションとの連携や外来における関りが重要であることから、訪問看護ステーション協会との連携事業や、質の高い外来看護師を育成するための研修についての支援をお願いしたい。

＜＜回答＞＞

令和3年度からの2年間は、貴協会への補助事業として令和2年度に作成された「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用した研修を補助事業として実施いただき、多くのACPの指導的役割を果たす専門人材を育成いただきました。

令和5年度からは、訪問看護師や介護職も研修対象に加え、大阪府訪問看護ステーション協会への補助事業としてACP支援実践人材育成研修を実施しており、貴協会内で育成された専門人材にも講師等としてご活躍いただいているところです。

また、本府においても、令和2年度から人生会議実践記入シートや啓発冊子等の啓発資材を貴協会協力のもと、作成し配付しており、今後も、貴協会及び大阪府訪問看護ステーション協会をはじめ関係団体と連携してACPの普及啓発に取り組んでまいります。

さらに、新人看護職員研修・再就業支援・看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業などを通じて、質の高い看護師の育成に努めております。今後、外来看護師のみならず、看護師の質の向上に関わる事業については、医療の動向や、地域看護の現状も踏まえつつ検討してまいります。

要望（4）

全世代を対象とした地域包括ケアシステムを推進していくために、外来看護機能に応じた人員配置が促進できるよう外来看護師の育成に支援をお願いしたい。また、外来看護に必要な研修として受講促進及び財政措置を講じられたい。

《回答》

地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護職の働く場も多様になっていますので、外来看護師を含めた看護職員の育成方策として、中小規模病院や自施設で単独で新人研修が実施できない施設の新人看護職員に対して、貴協会をはじめ関係団体と連携しながら、多施設合同研修による支援を行っています。また、医療機関が実施する新人看護職員研修に要する経費を対象とした補助事業を継続してまいります。

要望（5）

介護保険施設、医療的ケアを必要とする学校及び保育所で働く看護職は、日勤業務が中心となるため、潜在看護師が復職として選択しやすいにも拘わらず、就業者が少ないのが現状である。いずれも少数職場となることから、看護職にかかる負担や不安等を理由に就労後も短期間で退職も多い。そのため、介護保険施設、学校、保育所に必要な知識や技術の習得のための復職支援も行い、また関係団体とも協力し看護職の受け入れ等環境の調整を図っている。今後、ますます需要の高くなる職場となることが予測され、関係団体及び施設への看護職受け入れのための体制や環境の整備について啓発をしていただきたい。

《回答》

日勤業務が中心となる介護保険施設、医療的ケアを必要とする学校及び保育所は夜勤ができないなどの時間的制約により復職がかなわなかった潜在看護師にとっては再就業先として選択しやすい反面、職場内で同じ看護職の同僚がいらないなどから不安を抱いたり負担がかかることが想定されます。

また施設側も看護職員の受入や活用について、体制等が整っていないことも考えられます。こうしたことから、今後、貴会と相談しながら、看護職の受入を希望される施設等への支援策や啓発の方策について、検討してまいります。

要望（６）

特別支援学校や小中学校等で医療的ケア児が充実した学校生活が送れるよう、担当する看護職員の資質向上を図るため、当協会の研修を必須研修として位置づけ、支援されたい。

《回答》

学校に勤務する看護師のスキル向上などのため、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校の看護師に対し、貴協会等が主催する研修を周知するほか、貴協会に委託して、小中学校に勤務する学校看護師を対象とした「学校看護師のための医療講習会」を実施しています。今後も引き続き、こうした取り組みの実施に努めてまいります。

要望（７）

医療的ケア児が在籍する学校等へそれぞれの障がいの状態や人数に応じた看護師の配置がなされるよう看護師配置に関して制度化を図られたい。

《回答》

学校教育法施行規則の改正により、学校で医療的ケアを行う看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、学校看護師の配置については、依然として、定数化されていません。

安定的な学校看護師の確保のため、引き続き、標準法定数内配置の義務付け及び標準法定数内配置にあたり、医療的ケアが必要な児童生徒等の状況に対応した客観的な基準の設定を国に要望してまいります。

要望（８）

地域包括ケアを担う病床を有する病院や介護施設等に勤務する看護職員、管理者の資質向上、働き方を支援する取り組み等に対し、予算措置を継続されたい。

《回答》

貴協会への委託事業により、病棟等に勤務する看護師等に向けて、採血演習等や体験演習を中心とした研修や管理者を対象とした自然災害への備えや新興感染症対策に関する研修に加え、管理者をはじめ定年後も就業を希望する看護職員を対象とした研修を実施し、看護職の資質向上に向けた取組を行っているところです。併せて近い将来、定年を迎える看護師等に対してセカンドキャリア支援を実施するとともに、求人側に対しても講習会開催等により働きかけを行い、定年後も働き続ける意欲の高い看護職員の就業を支援しています。

介護保険施設等では、入所者等の日常の健康管理のほか、褥瘡防止、栄養管理、感染症対策等看護職員の果たす役割は大変大きく、その資質向上は入所者等の処遇の観点から大変重要と認識しています。

大阪府では、看護職員を含めた介護従事者の資質向上と施設におけるサービスの向上を目的に、「身体拘束ゼロ推進員養成研修」を実施しており、各施設から多くの看護職員に参加いただいております。

引き続き、貴協会や現場の声を踏まえ、研修の充実強化を図ってまいります。

要望（９）

死産や流産を経験した女性に対しては出産の場合のような支援を行う体制整備されていないため、必

要な社会的・心理的支援が提供できるよう、医療機関と行政との連携体制の活用と強化を図られたい。

《回答》

令和3年5月31日発出の厚生労働省母子保健課長通知「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」の中で、「妊産婦」とは妊娠中又は出産後1年以内の女性をさし、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれると示されています。府では産婦健診の際、エジンバラ産後うつ病質問票等により産婦の精神状況に応じた行政の支援が必要と判断される方に対して、市町村へ連絡いただければ支援する体制を整備しております。

また、おおさか性と健康の相談センターでは、流産や死産を経験された方に対する支援者向けの研修動画を配信し、看護師・助産師併せて637名にご視聴いただいたほか、令和5年度からは月1回ピアサポートグループに加え新たに個別相談を開催するなど支援体制の充実を図っています。

なお、府ホームページにおいて、流産・死産等に特化したページを作成し、支援者向け手引きの紹介や、当事者団体の情報を提供しておりますので、医療の現場においてもご活用ください。

要望（10）

今般の晩婚化、高齢出産、祖父母の高齢化により、核家族内で育児を担っている傾向がある。出産後も仕事と育児が両立できるようにするためには、男性が育児に参加できる環境の整備が望まれる、母の育児軽減、父の父性意識を高められるよう男性の育児休業取得と啓発活動を図られたい。

《回答》

令和5年に厚生労働省が発表した「令和4年度（2022年度）雇用均等基本調査」によると、女性の育児休業取得率が80.2%に対し、男性の育児休業取得率は17.13%と、依然として男女の育児休業取得率に大きな差があります。

本府では、中小企業の人事労務担当者や労働者等を対象に、職場における育児・介護休業等への理解を促進するための両立支援セミナーを開催し、府民に幅広く周知・啓発を行っています。

あわせて、育児・介護休業や治療との両立支援への理解促進、男性の育児休業の啓発、女性の就業継続を促進するため、労使、性別問わず広く周知する冊子を作成し、市町村や商工会議所などの団体に配布するとともに、大阪府のホームページにも掲載しています。

さらに、府内中小企業への直接訪問等を通じ、個々の実情に応じて就業規則の見直しや、活用できる助成金制度などを提案・助言を行っており、男性育休の取得促進や在宅勤務制度等の多様な働き方の周知啓発を行うことで、男女とも、育児に参加できる職場環境づくりに尽力しています。

また、国においても育児休業や育児と仕事の両立支援制度等、子育てを後押しする仕組みや制度が拡充されている一方で、中小企業の多くは制度の導入が進んでいないことから、「企業における男性育児休業の取得を促進する周知啓発や支援を充実すること」を国へ要望しています。

加えて、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」において、「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」を重点目標の一つに位置付け、男性の家事・育児等への主体的取組を促進しています。

要望（11）

国調査にて院内助産の設置率は16.3%、助産師外来設置は70.4%に及んでいる。しかしその財源は病院予算から算出している状況である。（2022年病院看護・助産実態調査・報告書）産前産後の家族支援・虐待予防と早期発見等に有効であると考えため、財政的支援を図られたい。

《回答》

助産師外来やいわゆる院内助産については、妊娠・出産・育児に対する多様なニーズに応え、地

域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、タスク・シフト/シェアにより産科医師の負担軽減につながるものと認識しています。

一方で、その運営は分娩費用等の収入により自主的に行われることが基本であると考えています。大阪府としては、妊婦の方が安心して出産できる環境を整備するため、総合及び地域周産期母子医療センターの指定をはじめとする医療提供体制の整備や、産婦人科救急搬送体制の確保及び最重症合併症妊産婦の受入体制の整備をしてきたところであり、今後とも、医療体制の整備に努めてまいります。

4 看護職の労働環境の整備

要望（１）

看護職のメンタルヘルス相談は、他職種との関係や交代制勤務の問題、ハラスメントを受ける機会が多い等病院や看護のことが理解できる相談員の方が良い。コロナ禍では、年間50～60件の相談があったため、継続的に専門職によるメンタルヘルス相談の実施に対し予算措置を図られたい。

《回答》

看護職を対象としたメンタルヘルス、ハラスメント等については、人材確保と労働環境の向上の観点からも重要な課題であることから、適切な予防と対策を事業者が組織的に対応していく必要があると認識しております。

医療現場でのハラスメントに関して、平成31年2月に国より「医療現場における暴言・暴力等のハラスメント対策について」の具体的な取組事例の情報提供を受け、本府においても、本内容について府ホームページなどを通じて、医療機関をはじめ、広く周知を図っているところです。介護現場でのハラスメントに関して、国においては、「事業者が必要な措置を講じる」こととしており、府においても、国作成のマニュアルを周知し啓発するとともに、集団指導において重点的に説明・指導しております。

また、職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に対して、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる取組み（メンタルヘルス専門相談）を平成24年5月から、毎月5回実施しているところです。さらに、事業所における、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善などのメンタルヘルス対策の課題に対応するため、メンタルヘルス推進担当者や人事労務担当者に対する研修（事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会）を令和6年度も引き続き、2回実施予定です。

そのほか、府民向けのこころの健康に関する相談として、大阪府こころの健康総合センターにおいて「こころの電話相談」を実施しているほか、各保健所でも相談に応じています。

要望（２）

看護職の業務の見直しや効率化を推進しているところであるが、看護業務の効率化に貢献できるICTの活用を各病院で行うには難しい状況がある。看護職の業務の効率化や様々な工夫はそれぞれの病院が行っているが、中小民間病院に対してICT活用に対する財政的支援を図られたい。

《回答》

中小民間病院における業務の見直しや効率化については、大阪府医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に対する助言や、病院管理者や各病院の勤務環境改善担当者を対象とする働き方改革についての研修会での業務効率化に係る好事例展開などを通じて、働き方改革を進める医療機関の支援を行っています。

こうした支援をする中で病院の実態を把握し、必要に応じてICT活用に対する財政的支援を検討してまいります。

要望（３）

マイナンバー制度を活用した看護人材活用システムによる潜在看護師の雇用促進に向けた整備ができるようナースセンターの職員配置及び予算措置の検討を図られたい。

《回答》

マイナンバー制度を活用した看護人材活用システムの活用方法などについては現時点では明確に示されていないことから、今後の国の動向等を注視し、概要等詳細が把握できましたら、貴会と相談してまいります。